

特許権	判決年月日	令和2年10月21日	知財高裁第2部
	事件番号	令和元年(行ケ)第10161号	
○ 発明の名称を「弾塑性履歴型ダンパ」とする発明に係る特許出願について、引用発明及び周知技術に基づいて容易に発明することができたとは認められないとされた事例。			

(事件類型) 審決 (拒絶) 取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法17条の2第6項, 126条7項, 29条2項

(関連する権利番号等) 特願2017-157285号, 不服2019-5669号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「弾塑性履歴型ダンパ」とする本願発明についての拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、争点は、独立特許要件違反（進歩性欠如）の有無である。

2 本判決は、以下のとおり判示して、本件補正発明の進歩性を否定した審決を取り消した。

(1) 取消事由1（引用発明1-2に基づく本件補正発明についての進歩性の有無の判断の誤り）について

ア 本件補正発明と引用発明1-2との間には、「本件補正発明では、『想定される入力方向に対して機能する向きに設置される』弾塑性履歴型ダンパにおいて、『二つの剪断部が、当該ダンパの端部を成す連結部』で連結され、『ダンパを圍繞する空間が、二つの該剪断部の間の空間に一連』であり、剪断部が、『想定される入力方向に対し、二つの上記剪断部の面内方向が傾斜するように上記剪断部が設置され』るのに対し、引用発明1-2では、上下のエンドプレート32間に設けられた4枚の極低降伏点鋼製パネル54からなる極低降伏点鋼製パネル部52が、平面視した場合の断面が中空の矩形となる四角柱状に形成され、四角柱の隣接する二つの側面を構成する2枚の極低降伏点鋼製パネル54の間の空間は、四角柱の残る2側面を構成する他の2枚の極低降伏点鋼製パネル54によって閉鎖されており、『ダンパを圍繞する空間』と『一連』ではなく、上記極低降伏点鋼製パネル54が、それら震動をX成分とY成分とに分担して塑性変形し、これにより水平面における全方向についての震動エネルギーを吸収する」という相違点（相違点4'）が存在する。

イ 相違点4'の容易想到性

(ア) 引用発明1は、水平方向の全方向からの震動エネルギーを吸収するためのダンパであるのに対し、本件補正発明は、振動エネルギーの入力方向を想定し、その想定される方向及びその方向に近い一定の範囲の方向からの振動エネルギーを吸収するためのダンパであり、両発明の技術的思想は大きく異なる。

そして、相違点4'に係る本件補正発明の構成は、上記のような技術的思想に基づくものであるから、引用発明1-2との実質的な相違点であり、それが設計事項にすぎないということとはできない。

(イ) a 引用発明2の略L字状に配置された二つの剪断パネル型ダンパー90の各パネル部は、端部で連結されていないことが認められる。

引用発明1-2においては、各側面のパネルはすべて端部で隣接するパネルと連結されているが、引用発明1-2のこの構成に代えて、引用発明1-2に、二つの剪断パネル型ダンパー90のパネル部を、端部を連結することなく、略L字状に配置するという引用発明2の上記構成を適用して、ダンパの断面形状をL字状とするなど2枚のパネルを端部で連結する構成とすることの動機付けは認められない。

b 引用文献3, 4の記載によると、塑性変形する部材を用いて震動を吸収するダンパー部材において、塑性変形する部材の降伏強度を調整するなどの目的で、穴又はスリットを設けることは、周知技術であることが認められるが、引用発明1-2にこの周知技術を適用したとしても、ダンパを圍繞する空間と一連とはなるが、ダンパの断面形状をL字状とするなど2枚のパネルを端部で連結する構成となるものではない。

c 以上からすると、その余の点について判断するまでもなく、引用発明1-2に基づいて本件補正発明を容易に発明することができたとは認められない。

(2) 取消事由2（引用発明1-1に基づく本件補正発明についての進歩性の有無の判断の誤り）について

ア 本件補正発明と引用発明1-1の間には、「本件補正発明では、『想定される入力方向に対して機能する向きに設置される』弾塑性履歴型ダンパにおいて、『二つの剪断部が、当該ダンパの端部を成す連結部』で連結され、剪断部が、『想定される入力方向に対し、二つの上記剪断部の面内方向が傾斜するように上記剪断部が設置され』るものであるのに対し、引用発明1-1では、上下のエンドプレート32間に設けられた2枚の極低降伏点鋼製パネル34は、平面視した場合に断面が互いに直交する十字状であり、『連結部』が『ダンパの端部』を成しておらず、水平方向の全方向からの震動について、互いに直交するように配置された極低降伏点鋼製パネル34が、それら震動をX成分とY成分とに分担して塑性変形し、これにより水平面における全方向についての震動エネルギーを吸収する」という相違点（相違点1'）が存在する。

イ 相違点1'の容易想到性

(ア) 前記(1)イ(ア)で判示したとおり、本件補正発明と引用発明1の技術的思想は大きく異なるのであり、相違点1'に係る本件補正発明の構成は、本件補正発明の技術的思想に基づくものであるから、引用発明1-1との実質的な相違点であり、設計的事項にすぎないということとはできない。

(イ) 引用発明2の略L字状に配置された二つの剪断パネル型ダンパー90の各パネル部は、端部で連結されていない。

引用発明 1 - 1 においては、2 枚のパネルは中央部分で連結しているが、パネルを中央部分で連結させるという引用発明 1 - 1 の構成に代えて、引用発明 1 - 1 に、二つの剪断パネル型ダンパー 90 の各パネル部を、端部を連結することなく略 L 字状に配置するという引用発明 2 の上記構成を適用して、ダンパの断面形状を L 字状とするなど 2 枚のパネルを端部で連結する構成とすることの動機付けは認められない。

(ウ) 以上からすると、その余の点について判断するまでもなく、引用発明 1 - 1 に基づいて本件補正発明を容易に発明することができたとは認められない。